

鳥取県告示第58号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正し、平成25年1月24日から適用する。

同日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成25年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第3号の資金	年1.3 <u>パーセント</u>	略	規則別表第3号の資金	年1.1 <u>パーセント</u>	略
規則別表第7号の資金	年1.925 <u>パーセント</u>	略	規則別表第7号の資金	年1.725 <u>パーセント</u>	略
その他の資金	年1.3 <u>パーセント</u>	略	その他の資金	年1.1 <u>パーセント</u>	略